

営業活動等で院内に
立入られる業者の方へ

神戸大学大学院医学研究科長
神戸大学医学部附属病院長

院内での営業活動及び情報提供に関するお願い

神戸大学医学部附属病院におきましては、院内規定により「営業活動及び情報提供を行うために立入る時間帯は、原則として、平日の7時30分から20時までの間で、予め、診療科長等の予約を得た時間帯とする。」と規定されているところです。

つきましては、必ず事前に予約をお取り頂いたうえでご来院ください。

予約を取らず、院内の廊下等で待機することは固くお断り致します。

また、病棟、外来及び入室を禁じられている部屋へは、絶対に立入らないでください。

上記の事項について、遵守されていないことが判明した場合、立入許可を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

以下のような事例が見られることから、教員・患者さん等から立入業者の方に対して、複数のクレームが届いていますので、ご注意ください。

- ・ 医局付近の廊下に、長時間滞在している。
- ・ 院内の立体駐車場において、長時間駐車しており、患者さんが駐車するスペースがない。
- ・ 立入が禁止されている外来において、待合イスなどに滞在しているのを見かけることがある。